

四日市市告示第 5 0 8 号

四日市市独立開業資金融資制度要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 7 日

四日市市長 森 智 広

四日市市独立開業資金融資制度要綱の一部を改正する要綱

四日市市独立開業資金融資制度要綱（平成 6 年四日市市告示第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（融資の対象） 第 5 条 融資の対象となる者は、本市内に主たる事業所又は事務所を設置し、又は有する者で、次の各号に該当するものとする。 （1）（略） （2）次のいずれかに該当するもの ア 産業競争力強化法（平成 2 5 年法律第 9 8 号）（以下「法」という。）<u>第 2 条第 3 2 項第 1 号</u>、第 3 号及び第 5 号に掲げる次の創業者であつて、事業開始に係る具体的計画を有するもの （ア）事業を営んでいない個人であつて、1 月以内（<u>法第 2 条第 3 2 項第 1 号</u>に規定する認定特定創業支援等事業（以下「認定特定創業支援等事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者 にあつては、6 月以内）	（融資の対象） 第 5 条 融資の対象となる者は、本市内に主たる事業所又は事務所を設置し、又は有する者で、次の各号に該当するものとする。 （1）（略） （2）次のいずれかに該当するもの ア 産業競争力強化法（平成 2 5 年法律第 9 8 号）（以下「法」という。）<u>第 2 条第 3 1 項第 1 号</u>、第 3 号及び第 5 号に掲げる次の創業者であつて、事業開始に係る具体的計画を有するもの （ア）事業を営んでいない個人であつて、1 月以内（<u>法第 2 条第 3 1 項第 1 号</u>に規定する認定特定創業支援等事業（以下「認定特定創業支援等事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者 にあつては、6 月以内）

に新たに事業を開始する具体的
計画を有するもの

(イ)及び(ウ) (略)

イ 法第2条第32項第2号、第4号
及び第6号に掲げる以下の創業者
である中小企業者であって事業を
開始した日又は、会社を設立した日
以後5年を経過していないもの
(ア)から(ウ)まで (略)

ウ 上記イ(ア)に規定する創業者で
あって新たに会社(中小企業者に限
る。)を設立したもの(以下「会社
設立創業者」という。)が、事業の
譲渡により事業の全部又は一部を
当該会社に承継させる場合であつ
て、当該会社設立創業者が事業を開
始した日から起算して5年を経過
していないとして、同条第32項第
4号に掲げる創業者とみなされる
もの

(3) (略)

(融資の条件)

第7条 融資の条件は、次のとおりとす
る。

(1)から(3)まで (略)

(4) 保証料率 0.6% (法第2条第3
2項第1号に規定する認定特定創業
支援等事業を受けたことによる証明
書を取得したものにあつては0.
3%) 法人代表者であつて事業者選択
型経営者保証非提供制度を利用する

に新たに事業を開始する具体的
計画を有するもの

(イ)及び(ウ) (略)

イ 法第2条第31項第2号、第4号
及び第6号に掲げる以下の創業者
である中小企業者であつて事業を
開始した日又は、会社を設立した日
以後5年を経過していないもの
(ア)から(ウ)まで (略)

ウ 上記イ(ア)に規定する創業者で
あって新たに会社(中小企業者に限
る。)を設立したもの(以下「会社
設立創業者」という。)が、事業の
譲渡により事業の全部又は一部を
当該会社に承継させる場合であつ
て、当該会社設立創業者が事業を開
始した日から起算して5年を経過
していないとして、同条第31項第
4号に掲げる創業者とみなされる
もの

(3) (略)

(融資の条件)

第7条 融資の条件は、次のとおりとす
る。

(1)から(3)まで (略)

(4) 保証料率 0.6% (法第2条第3
1項第1号に規定する認定特定創業
支援等事業を受けたことによる証明
書を取得したものにあつては0.
3%) 法人代表者であつて事業者選択
型経営者保証非提供制度を利用する

場合、中小企業庁が定める事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（２０２４０１１５中庁第１５号）に基づくものとする。 (5)及び(6) （略）	場合、中小企業庁が定める事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（２０２４０１１５中庁第１５号）に基づくものとする。 (5)及び(6) （略）
---	---

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

（商工農水部商業労政課）